

令和 8 年度(2026年度)

平塚市立金旭中学校 いじめ防止基本方針

平塚市立金旭中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ等に関する基本的な考え方

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」（以下「法」と呼ぶ。）の精神に基づき、本校のいじめ防止等のための基本姿勢となるものである。

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき課題であることから、子どもも大人も以下の基本理念を持って臨む必要がある。このことを踏まえ、本校のすべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、また、本校の生徒を取り巻くすべての大人が連携・協力して、いじめの防止に取り組むことを目指して、この方針を定める。

（1）いじめの定義・判断上の留意点

- ・「いじめ」とは、本校に在籍する生徒に対し、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、当該生徒が「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないように努める。（「法」付帯決議より）

（2）いじめに対する基本認識

- ・いじめは、人権を著しく侵害し、人間として尊厳を損なう絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものである。
- ・いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得るものである。
- ・いじめは、被害者等だけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の構造上の問題である。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ・いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

（3）いじめの対策の基本理念

- ・いじめに対する認識を、すべての子どものみならず、社会全体で共有する必要がある。
- ・地域全体で子どもを見守るための家庭や地域、関係機関との連携が求められる。
- ・すべての子どもが安心して学習や活動に取り組めるよう、教育活動全般を通じてのいじめの防止の取り組みが大切である。
- ・自他の「いのち」を大切にし、いじめをしない心を育む教育を講じる必要がある。
- ・互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりや居場所づくりにつながる学級や集団の形成が不可欠である。

（4）本校のいじめの防止に関する基本的な姿勢

- ・「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を深めることで、いじめの防止等の対策を行う。
- ・家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの方に見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努める。
- ・保護者、地域住民その他の関係者の方々との連携をはかりながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- ・いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、いじめの発生が確認された場合には、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、その再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

いじめ問題に対しては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、いじめの解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携することが必要である。しかし、インターネットに象徴される高度情報化社会、校外での広範囲に及ぶ生徒の人間関係等を考えると、いじめの芽や事実の発見は非常に難しいとも言える。そこで、周囲の生徒たちの気付きをいち早く拾い出すことと、本人からの訴えを得やすい環境をつくることに重点を置く必要がある。これらを踏まえ、次のように行う。

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援をする。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解をはかり、組織的に対応する。
- ・学級担任や部活動の顧問等が、学級や部活動の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり（生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくための校務の効率化等）に努める。
- ・職員研修や職員会議において特に配慮が必要とする生徒（発達障害を含む障害のある生徒、外国につながる生徒、性同一性障害及び性的指向・性自認、震災等に被災した生徒等）についての理解を深めるように努める。また、日常的な支援をおこなうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍生徒に対する定期的な調査及び個人面談を実施する。
いじめに関するアンケートは、原則として6月、11月の2回実施する。（保管は卒業後5年間とする）
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談をおこなうことができるように相談体制の整備をする。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努める。
- ・けんかやふざけ合い（いじり）であっても、いじめではないかとの疑いをもつことで、いじめの認知に努める。

(3) いじめの早期対応のための取組

- ・いじめを現認またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒や保護者の方に対する支援と、いじめた生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要であると認められる時は、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を、保護者と連携を図りつつ行う。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もあるため、双方の話を十分に聴き取った上で、支援・指導にあたる。
- ・相談・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務に優先して、即日、当該情報をすみやかに「いじめ防止等対策委員会」に報告する。

- ・はやしたてたり、同調したりする生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ・非行や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、関係機関と連携して対処する。
(通報等は原則校長判断)
- ・出席停止になった生徒に対する立ち直りに向けた指導や支援を行う。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえ、情報モラル教育に取り組む。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよう、外部機関や企業連携等を活用した情報モラル研修会等の啓発活動をおこなう。
- ・学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット(SNS 等)を通じて行われるいじめについての項目を設ける。

(5) いじめの解消に向けての対応

- ・早期解消にむけて丁寧に対応し一定の解消が図られたとしても、継続支援としてある程度の期間が必要であると捉え、以下の状態を、複数で確認する。
いじめの解消について、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たし、いじめに係る行為が止んでいる状態は少なくとも3か月継続していることを目安とする。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、定期的に活動する。この組織により、いじめについては特定の教職員で抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の考えによる状況判断が可能になる。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急に開催する。

(1) 「いじめ防止等対策委員会」の構成

管理職、生徒指導担当者、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー (SC)

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

(2) 「いじめ防止等対策委員会」の活動内容 (企画会、校内教育支援委員会)

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) PDCAサイクルによる検証

当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安）事を余儀なくされている等の疑いがあると判断した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に従い、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、迅速に調査に着手する。

（1）「緊急調査チーム」の構成

- ・管理職、生徒指導担当者、学年主任

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（2）「緊急調査チーム」の活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法での提供・説明。
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめ文書を添えて、調査結果報告を提供。

（3）調査資料の保存

- ・調査資料等の保管は、卒業後5年間とする。

5 その他

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切におこなうため、「いじめの早期発見に関する取組に関すること」と「いじめの再発を防止するための取組に関すること」を学校評価アンケートにて、適正に自校の取組を評価する。

